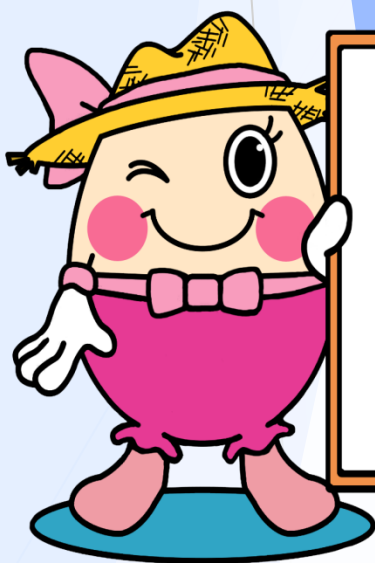


# 令和8年度 定住賃貸住宅新築支援金 パンフレット

受付：令和8年4月15日（水）～  
令和9年1月29日（金）

☆受付期間中でも予算に達し次第、  
受付を終了する場合があります。



受付・お問い合わせ  
遊佐町役場  
地域生活課 環境生活係  
0234-72-5883(直通)



# ～定住賃貸住宅新築支援金の概要～

## 支援金の対象者

- ◇**交付申請書提出段階において工事に着手していないこと。**
- ◇町内の定住を促進する為、賃貸住宅（アパート、マンション、戸建て賃貸住宅等）を新築しようとする、所有者となる法人又は個人の方。
- ◇支援金交付申請は事業者に対し、年度1回に限るものとする。
- ◇併用の認められていない同種類の補助制度等を利用しないこと。
- ◇工事する賃貸住宅が、建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ◇申請者及び同一世帯の人全員に税等の滞納がない方。
- ◇暴力団員でない方。

## 支援金の対象となる賃貸住宅

- ◇町内に新築する、賃借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした、アパート・マンション・貸家を対象とします。
- ◇各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設置されていること。
- ◇所有者自ら又は親族等に限定して入居させるための住宅、社宅は対象になりません。  
※所有者自らが入る管理室等を設置する場合、その部屋のみ支援金対象となりません。

## 支援金の補助額

集合住宅タイプの場合	◇入居可能戸数	×	120万円/戸
戸建てタイプの場合	◇入居可能棟数	×	170万円/棟

## 支援金の上限額

1,000万円

※玄関・トイレ・浴室・台所が設置されていない箇所は、入居可能戸数には含めません。

## 申請者の名義について

- ◇契約を締結した方が複数の場合、その中から代表者1名を選択してください。

## 支援金の計算方法

◇ 《集合住宅タイプの場合》 例：入居可能戸数が「6部屋」  
6戸 × 1,200,000円 = 7,200,000円（補助金額）

◇ 《戸建てタイプの場合》 例：入居可能棟数が「6棟」  
6棟 × 1,700,000円 = 10,200,000円 ⇒ 10,000,000円（補助上限額）

# 支援金交付までの流れ

支援金交付までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工事業者に見積もり依頼	補助の対象になるか不明なときは、事前にお問い合わせください。	
①事業認定申請 (申請者⇒役場)  ※工事着手前に申請	<input type="checkbox"/> 事業認定申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 位置図・平面図・立面図 <input type="checkbox"/> 新築しようとする場所の写真(工事着工前写真) <input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し(不要な場合は工事届の写し)  ----該当する方のみ必要---- <input type="checkbox"/> 令和7年1月1日時点において町外者である場合は、世帯全員の納税証明書の写し、法人の場合は法人税の納税証明書の写し
②事業認定の通知 (役場⇒申請者)	①の申請内容を審査し、適合する場合は、事業認定通知書を通知します。(申請日からおおむね1週間～2週間程度)	
○工事着手	②の事業認定通知を受理した後、工事に着手してください。	
③変更・取下げの申請 (申請者⇒役場)	申請内容に変更または申請を取下げする場合は、承認申請が必要です。 <input type="checkbox"/> 事業変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)	
④変更・取下げの承認 (役場⇒申請者)	③の変更内容を審査し、適当と認められたら事業変更(取下げ)承認通知書を送付します。	
○工事の完成	工事が完成したら工事代金を工事業者にお支払いいただき、速やかに⑤の事業実績報告書を提出してください。	
⑤事業実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 補助金等交付申請書	<input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> 完成した賃貸住宅の写真(内外観完成が確認できるもの全ての部屋の写真) <input type="checkbox"/> 入居者の募集を開始したことが分かる広告等 <input type="checkbox"/> 振込先のわかる通帳の写し(第二面の写し)
⑥完成検査、補助金交付 (役場⇒申請者)	申請内容が適切に実施されているか完成検査を実施します。検査合格後、補助金交付の手続を行います。補助金の振り込みは、実績報告書提出からおおむね1ヶ月後となります。振込予定日が確定した際に、「補助金等交付指令書」を申請者に郵送します。  ※支援金は、申請者本人の通帳への振り込みとなります。他の方の口座への振り込みはできませんのでご注意ください。	

# よくある質問

Q. 賃貸住宅を新築したい場合、事前に相談したほうがいいですか？

A. 交付金額が高額であるため、予算が確保できない場合があります。必ず事前にご相談ください。

Q. 町民でなければ申請できませんか？

A. 町外に会社のある法人や町外に在住する個人でも申請可能です。

Q. 支援金額について教えてください。

A. 建築する賃貸住宅が集合住宅の場合、入居可能戸数1戸あたり120万円です。  
建築する賃貸住宅が戸建て住宅の場合、入居可能棟数1棟あたり170万円です。  
どちらの場合も、支援金額の上限は1,000万円となります。

Q. ほかの補助金や支援金と併用できますか？

A. 併用する場合、併用可能かどうか事前にお問合せ下さい。  
また、公共事業等の移転等に伴う補償を受ける場合は、支援金の対象とはなりません。

Q. 親族のみを入居させるための賃貸住宅も支援金の対象となりますか？

A. 親族に限定する場合は支援金の対象にはなりません。

Q. 建築確認済証がまだ発行されないのですが、申請してもいいですか？

A. 提出書類全てが揃ってからの申請をお願いします。建築確認済証の発行まで時間がかかると思われるので、早めの手続きをお願いします。

Q. いつまでに工事を完了し、事業実績報告書を提出すればいいですか？

A. 令和9年3月31日（水）までに工事を完了し、入居者の募集を開始したのちに事業実績報告書を提出してください。